

令和8年8月27日からの大雨により被災された お客さまに対する電気料金等の特別措置

2026年8月27日

北陸電力株式会社

令和8年8月27日からの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。

当社は、このたびの大雨により災害救助法が適用された地域において、家屋損壊等の被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、以下のとおり電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

記

1. 対象地域

災害救助法が適用された以下の地域（2026年8月27日時点）

【富山県】 高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

【石川県】 羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

※上記以外の市町村で災害救助法に適用された場合または「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」にもとづく激甚災害の対象地域に指定された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。

2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以 上

別紙：特別措置の内容について

特別措置の内容について

特別措置の適用には、申込書および罹災証明書等をご提出いただく必要がございます。

① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

2026年7月分（2026年8月27日以降に支払期日を迎えるものに限り）、8月分、9月分および10月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長いたします。

② 不使用日の基本料金割引

被災された日から引き続き全く電気を使用されなかった場合、2027年2月末日までに限り、1日あたり基本料金を4%割引いたします。

③ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災された建物等の電気設備が一時的に使用不能となった場合は、2027年2月末日までに限り、その使用不能設備相当分の基本料金を免除いたします。

④ 工事費負担金等相当額の免除

2027年2月末日までに、被災された電気の使用場所において、以下のいずれかのお申込みをされた場合、工事費負担金等相当額を免除いたします。

- ・被災された日から引き続き全く電気を使用されずにご契約を廃止された後、廃止時点の契約電力等を超えずに新たに電気をご使用されるお申込み
- ・建物等の再建等に用いる臨時電灯または臨時電力のお申込み
- ・建物等の再建等のための計量器・引込線等の移設のお申込み

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客様サービスセンター

Tel : 0120-776453

<月～金曜日 9～17時（土日祝日・年末年始を除く）>

以 上